

# マイナ保険証をご利用ください

- 令和6年12月2日から紙の保険証の交付は終了します -

- マイナンバーカードと健康保険証の一体化の方針に伴い、マイナンバーカードの健康保険証利用である**マイナ保険証**の利用が基本となります。そのため、**令和6年12月2日から紙の保険証の交付は終了します。**

→紙の保険証の取扱いは次のページをご覧ください

- 医療機関や薬局の窓口では、マイナ保険証をぜひご利用ください。

## マイナ保険証とは？

「マイナ保険証」とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATM、立川市役所窓口のほか、医療機関や薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

※ 初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、初回の利用登録ができます。

## ◆ マイナ保険証の利用方法

- ① 医療機関や薬局の受付で、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードを、備え付けの顔認証付きカードリーダーにかざしてください。
- ② マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により、資格情報をオンラインで確認します。
- ③ カードリーダーの画面の指示に沿って受付をしてください。

※ 高齢受給者証や特定疾病療養受療証をお持ちの方の提示は不要ですが、マル乳やマル障など公費の医療券をお持ちの方は別途受付へ提示してください。

## マイナ保険証を使うメリット



### 1. より良い医療を受けることができる

医療機関や薬局で過去のお薬の処方状況や健康診断の結果を共有できるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

### 2. 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除※

限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

※ 手続きが必要な場合もあります。詳細は4ページの※4をご参照ください。  
このほかにも、マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報が閲覧できたり、確定申告の医療費控除手続きで医療費通知情報の自動入力ができるようになるなどのメリットがあります。

# 紙の保険証はどうなるの？

- 令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化されるため、令和6年12月2日から、紙の保険証の交付はいたしません。
- 令和6年12月1日時点でお手元にある有効な紙の保険証は、12月2日以降も保険証の有効期限まで引き続き使うことができます。ただし、住所など、保険証の記載事項（資格情報）に変更があった場合は使えなくなります。紛失や汚損した場合の再発行もできません。
- 現在お持ちの保険証は、有効期限が令和7年9月30日（※）ですので、保険証の記載事項等に変更がない場合は、最長で令和7年9月30日まで引き続き使うことができます。※保険料の滞納があるなど期限が短い場合があります

## ◆ 記載事項等が変更となる場合の例

（左図の下線の部分）

- ・住所の変更（立川市内での転居など）
- ・戸籍の届出などによる氏名の変更
- ・世帯主の変更

（その他）有効期限の初日までに70歳を迎えられた方

## 紙の保険証に関するQ & A

- Q1 ニュースなどでは令和6年12月2日から最長で1年間（令和7年12月1日まで）は使えと聞いていたのに、どうして最長で令和7年9月30日までしか使えないの？
- A1 立川市の国民健康保険制度では、2年ごとに被保険者証を更新しており、最長で2年間有効の保険証を発行しています。  
今までどおりの運用であれば、今回の更新は令和7年9月となりますが、令和6年12月2日以降は保険証を発行することができないため、現在発行済のものが最終発行となります。また、医療機関での円滑な受診のため、保険証の有効期限を統一しています。令和7年12月1日まで有効の保険証を個別に発行することはできませんので、ご注意ください。
- Q2 令和6年12月2日以降に記載事項の変更があって紙の保険証が使えなくなりました。新しい資格情報で医療機関などを受診するためにはどうすればいいの？
- A2 マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証で最新の資格情報により受診することができます。新しい資格情報はマイナポータルで確認できるほか、今後「資格情報のお知らせ」（4ページ参照）という文書でもお知らせする予定です。  
マイナ保険証をお持ちでない方は、医療機関などを受診するための資格情報を記載した「資格確認書」を交付いたします（次のページをご覧ください）。

# マイナ保険証を持っていない人は どうやって医療機関などを受診するの？

- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証または有効な紙の保険証のいずれもお持ちでない方には、資格情報などを記載した「資格確認書」を交付する予定です。医療機関や薬局の窓口で提示することで、これまでの保険証と同じように受診することができます。

※ 立川市国民健康保険制度の資格確認書は、これまでの保険証と同様、カード型とする予定です。

- マイナ保険証をお持ちでない方のうち、令和6年12月2日以降に以下に該当する方には、申請いただくことなく、資格確認書を交付する予定です。

⇒令和6年12月2日以降、① 新たに資格取得する方  
② 資格情報に変更になった方  
③ 紙の保険証が使えなくなった方（有効期限切れ含む）  
④ 有効期限の初日までに70歳を迎えられた方

**マイナ保険証をお持ちでない方で、紙の保険証の有効期限を迎える方には資格確認書を交付（郵送）する予定です**

発送は令和7年7月及び9月を予定しています

## 「マイナ保険証をお持ちでない方」とは

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証の利用登録をしていない方
- ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した方・登録解除した方（令和6年秋以降開始予定）
- ・マイナンバーカードの電子証明書が有効期限切れの方（カード本体の有効期限切れ含む）
- ・マイナンバーカードを返納した方
- ・DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている方

- マイナ保険証をお持ちの方であっても、以下に該当する方には、申請いただくことで、資格確認書を交付する予定です。

- ・マイナンバーカードを紛失した方・更新中の方
- ・介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である方※

※ 上記のマイナ保険証での受診が困難である方は、申請により資格確認書が交付された場合、今後の有効期間の更新の際も申請いただくことなく資格確認書を交付する運用となる予定です。

# 「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」について

- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちの以下の方には、ご自身の資格情報を確認できる「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」を交付する予定です。（用紙はA4サイズでカード型に切り取り可能）

⇒令和6年12月2日以降、① 新たに資格取得する方  
② 資格情報が変更になった方  
③ 紙の保険証が使えなくなった方（有効期限切れ含む）  
④ 有効期限の初日までに70歳を迎えられた方

## そのほかの認定証などの取扱いについて

- 高齢受給者証※<sup>1</sup>について、マイナ保険証をお持ちの方は令和6年12月2日以降、新規の交付は終了します。

- ・令和6年12月1日時点でお手元にある有効な証は、12月2日以降も有効期限まで引き続き使うことができます。ただし、記載事項に変更があった場合は使えなくなります。
- ・マイナ保険証を利用することで、高齢受給者証の提示は不要となります。
- ・マイナ保険証および有効な高齢受給者証をお持ちでない方は、申請をいただくことなく資格確認書や高齢受給者証を交付します。

※1 70歳以上の被保険者の方が交付対象。被保険者証と合わせて提示することで、医療機関で受診時の自己負担割合が2割または3割となります。

- 限度額適用認定証※<sup>2</sup>および限度額適用・標準負担額減額認定証※<sup>2</sup>、特定疾病療養受療証※<sup>3</sup>、自立支援医療の国保受給者証の取扱いについては、令和6年12月2日以降も引き続き交付され、利用することができます。

- ・マイナ保険証を利用することで、限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証※<sup>4</sup>、特定疾病療養受療証の提示は不要となります。

※2 医療機関や薬局の窓口で資格確認書と一緒に提示することで、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。年齢や所得に応じて交付対象の有無が異なります。

※3 特定の疾病による高額な治療を長期間継続して受ける必要がある方が交付対象。申請により認定されると、特定疾病の自己負担限度額が1つの医療機関につき月額1万円または2万円までとなります。また、70歳以上の方の特定疾病療養受療証には有効期限はございません。

※4 非課税世帯のうち受診月以前12か月の入院日数が90日を超える方や、保険料の滞納がある世帯は申請が必要です。

## お問合せ先

### ■ 国民健康保険の保険証・資格確認書について

・立川市保険年金課医療給付係 ☎042-523-2111（内線1401・1402）  
（平日8:30～17:00）

### ■ マイナンバーカードに関するお問い合わせ

・マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178  
（平日9:30～20:00、土日祝9:30～17:30）



マイナンバーカードの健康保険証利用について、詳しくは厚生労働省webサイトでもご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索